明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔条　約〕
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定（一二）　二
〔省　令〕
○自動車事故報告規則の一部を改正する省令（**国土交通**六五）　三
○自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令（**防衛**一四）　三
〔告　示〕
○金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの全部を改正する件（**金融庁**六三）　六
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（**同**六四）　一四
○労働金庫代理業者に係る労働金庫代理業の許可がその効力を失った件（**金融庁・厚生労働**六）　一五
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の効力発生に関する件（**外務**五四〇）　一五
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（**厚生労働**四七九）　一九
○自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する件（**国土交通**一二二四）　一九
○高速自動車国道に関する件（**同**一二二五～一二三一）　二〇
○都市計画に関する件（**同**一二三二～一二三四）　二〇
○道路に関する件（**関東地方整備局**三二四）　二〇
○道路に関する件（**北陸地方整備局**一四一～一四三）　二一
○都市計画に関する件（**四国地方整備局**一二二～一二五）　二一
○高速自動車国道に関する件（**北海道開発局**一三六～一三八）　二一
〔官庁報告〕
国家試験
司法書士試験合格者（法務省）　二三
平成二十一年度建設機械施工技術検定合格者公告（国土交通省）　二四
〔公　告〕
諸事項
**裁判所**
破産、免責、再生関係　二五
**特殊法人等**
独立行政法人科学技術振興機構参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示、独立行政法人農林水産消費安全技術センター平成二十事業年度財務諸表、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、西日本高速道路株式会社工事一部完了、国民年金基金連合会個人型年金規約の一部を変更する規約、型式部材等製造者の認証、日本弁護士連合会裁決関係　二九
**地方公共団体**
行旅死亡人、公示送達関係　一〇九
**会社その他**
**会社決算公告**　二一〇

## 本号で公布された法令のあらまし

◇**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定**（条約第一二号）（外務省）

この協定は、経済的、人的交流等に伴って発生する国際的二重課税の回避等を目的として日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。日本国については所得税、法人税及び住民税、ブルネイ・ダルサラーム国については所得税及び石油利得税に適用する。（第一条及び第二条関係）

2　この協定上、一定の用語は、それぞれ定義された意義を有し、この協定に特に定義されていない用語は、両締約国の国内法上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税でき、一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合で、かつ、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税できる。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税できる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上特殊の関係があるときは、これらの関係がなかったものとした場合の利得につき課税できる。（第六条～第九条関係）

4　配当に対する源泉地国における課税は、親会社が子会社から受け取る配当については、五パーセントを超えない税率により行われ、また、その他の配当については、一〇パーセントを超えない税率により行われる。利子に対する源泉地国における課税は、一〇パーセントを超えない税率により行われるが、政府、中央銀行又は政府が全面的に所有する機関が取得する利子等については、源泉地国において課税を免除される。使用料に対する源泉地国における課税は、一〇パーセントを超えない税率により行われる。（第一〇条～第一二条関係）